

令和 3年 2月 1日

お客さま各位

西中国信用金庫

残高 1 万円未満の預金口座解約時手続きにおける「印鑑不要化」について

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和 3年 4月 1日より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高 10,000円未満の口座解約手続きを、ご通帳および顔写真付本人確認書類のご提示により、届出印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

当金庫では、これからも質の高い金融サービスの提供に努めてまいりますので、倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となる お客さま	・個人および個人事業主の方
対象となる 預金種類	・普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む。）、 貯蓄預金、納税準備預金
対象となる要件	・当該口座残高が、10,000円未満の場合
ご提示いただく もの	・ご通帳 ※キャッシュカードを発行されている場合は、キャッシュカードも併せて ご提示ください。 ・顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
取扱店舗	・全営業店窓口
その他注意事項	・口座残高が10,000円以上ある場合は、本件「印鑑不要化」の対象外です。 ・通帳を紛失されている場合には、別途、お手続きが必要です。
解約金の取扱い	・現金支払いまたはご本人口座へ振込み（手数料がかかる場合があります。）
取扱開始日	・令和 3年 4月 1日（木）

ご不明な点がございましたら、お取扱店までお問い合わせください。

以 上